

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	加治地区 ^③ (上館、新屋敷、新保小路、館野小路、下中、下今泉、金津、山の腰、茗荷谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月25日、11月19日 (第1回)(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で規模拡大したいとの意向もあるが、既に入作者に委託済であるため、思うように規模拡大が図れていない。後継者の育成が急務であるとともに、分散錯圃状態を解消し、作業効率向上に向けた集約化を図りたいが、土地条件の違いや入作者との関係づくりに時間を要するなどの課題がある。

【主な作物】水稻、タマネギ、イチゴ

(2) 地域における農業の将来の在り方

【新屋敷】
・複数集落で広域営農法人化(法人等の合併)、協力体制を進める
【新保小路】
・有志で法人化し、経営規模を拡大していく
・後継者を勧誘する(法人の構成員か親元就農者として)
【館野小路】
・複数集落で広域営農法人化(法人等の合併)、協力体制を進める
・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する
・後継者を勧誘する(法人の構成員か親元就農者として)
【下中】
・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく
【下今泉】
・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する
・後継者を勧誘する(法人の構成員か親元就農者として)
【茗荷谷】
・複数集落で広域営農法人化(法人等の合併)、協力体制を進める
・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	152.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	152.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
【新屋敷】 基盤整備事業と連携し、地域ぐるみで協力していくことについて、農地の集積・集約化の意思統一ができています。 【新保小路・下中・下今泉・茗荷谷】 大部分の現耕作者の意向を確認することができたが、一部の関係者の合意は取れていないため、今後も継続して協力を求めている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は原則として、農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
下中、下今泉をはじめとした坂井川右岸地区は既に基盤整備済であり、法人等の担い手を中心とした営農が図られている一方、国道7号線及び、県道住吉上館線沿いに位置する三日市・新屋敷地区は区画も小さく圃場整備が望まれており、今後、基盤整備事業採択され、整備予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨六次産業化	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 【新屋敷】 スマート農業(田植機、ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化) 【新保小路】 鳥獣被害対策 【下今泉】 六次産業化 【茗荷谷】 鳥獣被害対策(イノシシ電気柵)				